

山形市地域包括支援センター運営方針（令和６年度～令和８年度）

令和６年３月 山形市 長寿支援課
令和７年３月 改正

1 運営方針策定の趣旨

本運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的として策定するものです。

2 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、包括的支援事業及び介護予防支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした施設です。（介護保険法第１１５条の４６）

山形市では、高齢者保健福祉計画に基づき日常生活圏域を定め、当該圏域毎に地域包括支援センターを設置し、運営を受託した社会福祉法人や医療法人が、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントを実施します。

3 基本的な運営方針

高齢化が進展し、認知症高齢者や高齢者のみの世帯、８０５０世帯、ダブルケア、社会的孤立等、複雑化・複合化した課題を抱える高齢者が増加するとともに、２０４０年には団塊の世代が９０歳以上となり、後期高齢者の人口がピークを迎えることが見込まれます。

こうした中、山形市では、高齢者保健福祉計画に基づいて、中長期的な視点に立ち、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が個人としての尊厳を保ち、自らの能力を活かしながら、住み慣れた地域でともに支え合い、自分らしくチャレンジできるまちづくりを進め、これまで取り組んできた地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの確立に向けた取組を更に深化・推進していきます。特に、高齢者の社会参加・介護予防・地域支え合いの推進、医療介護連携、認知症の早期発見・早期対応に向けた取組を重点的に進めながら、介護が必要になっても、住み慣れた地域の中で、本人の希望と選択に基づいて必要なサービス・支援が受けられるような地域づくりを行います。

地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う機関として、日頃から高齢者の生活状況や地域ニーズを的確に把握し、地域団体や関係機関と連携して対応します。管理責任者であるセンター長を中心に、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が、それぞれの専門性を発揮するとともに、事務職員等が文書管理等の庶務業務を担う等、効果的かつ効率的な業務体制のもと、「チームアプローチ」による包括的な支援を行います。

また、山形市では、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業を推進し、相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能なサービス等の情報提供等を行うほか、地域包括支援センターだけでは解決が難しい事例は、適切な支援機関と連携を図りながら支援を行います。

さらに、基幹型地域包括支援センターが地域包括支援センターの後方支援と地域包括ケアシステムの総合調整を行うことにより、地域包括支援センターが抱える課題の解決や関係機関との連携構築、地域包括支援センター職員の資質向上を図り、多職種連携を推進し、対話を行いながら介護・介護予防・保健・医療・地域が一体となった支援を目指します。

4 重点的に取り組む事項

(1) 介護予防・自立支援に資するケアマネジメントの推進

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐとともに、要支援・要介護状態になってもその状態の改善を図り、又はその状態をそれ以上悪化させないようにするため、適切な介護予防ケアマネジメントを行います。

要支援者等への支援にあたっては、まず「元気あっぷ教室」（通所型サービスC）を利用することを基本とし、身体機能や意欲の向上を目指します。この「元気あっぷ教室」を通し、利用者がしたい活動を見つけたり、地域の居場所や住民主体の通いの場、老人クラブ活動、就労的活動等につなげていく山形市の介護予防モデルの構築を進めます。

このようなサービス事業の構築に向けて、「山形市介護予防モデル再構築事業」を実施し、第9期計画期間において、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、サービス事業所との連携を強化しながら、支援の入口から出口まで有機的につながり、より効果的な支援が展開されるよう取り組みます。

あわせて、生活支援コーディネーターと協働し、担い手養成講座の開催や活動の場づくり、担い手と活動とのマッチングを進めます。

(2) 多機関協働による総合的な相談対応の推進

高齢者の自立した生活を支援するとともに、複合化・複雑化した相談に対応するため、地域包括支援センターの専門職によるチームアプローチを強化し、居宅介護支援事業所等と連携するとともに、圏域内の関係機関によるネットワークの形成に努めます。

また、地域ケア会議を適時開催することにより、高齢者への適切な個別ケアの実現、介護支援専門員への支援、高齢者を取り巻く地域課題の把握、地域ネットワークの構築を進めます。地域ケア会議の開催を通じて明らかになった地域課題については、地域の関係機関において課題解決に向けての検討や対応を進めるとともに、山形市と基幹型地域包括支援センターが連携し、地域づくりや政策の検討につなげていきます。

さらに、「我が事・丸ごと」の相談支援をはじめとするこれまで構築してきた相談支援体制を基盤に加えて、他分野の支援機関との連携や役割分担が必要な場合は、適時、情報共有を行い、適切な支援機関と対応します。各支援機関との通常の連携だけでは解決が難しい場合は、多機関コーディネーターと連携し、課題の解きほぐしを行った上で、適切な支援を行います。

(3) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療と介護サービス等が途切れなく包括的・継続的に提供される体制を推進するため、在宅医療・介護連携室ポピー（以下、「ポピー」という）と連携しながら、病院・かかりつけ医、歯科医、薬局、MSW等の医療機関・医療関係者と介護関係機関の顔の見える関係づくりや在宅療養・意思決定支援に関する理解促進を図ります。

また、介護支援専門員に対して自立支援型地域ケア会議への参加を促すとともに、ポピーが中心となって、地域包括支援センター、介護支援専門員、医師、看護師、リハビリテーション専門職等の多職種が参画する情報交換会を実施し他機関連携によるチーム支援を推進します。

病院等から退院する高齢者の円滑な地域生活への移行と医療・介護連携の更なる推進を目指して作成した「村山地域入退院支援の手引き」、「山形市入退院支援フロー（地域版）」について、介護支援専門員等における活用促進に向けた周知を進めます。

普及啓発にあたっては、引き続きポピーと地域包括支援センターを中心に、在宅医療と介護の連携促進に向けた会議や研修、在宅療養に関するセミナー、地域への出前講座を活用します。

あわせて、広報やまがた、介護予防手帳「やまがた人生備えの書」、認知症サポートブック、人生会議（ACP）や在宅療養に関する理解促進に向けた啓発を気軽に話し合いを行うことができるツール「いっぶぐカード」等を活用し、在宅療養と意思決定支援等に向けた積極的な周知啓発を行います。

（４）認知症高齢者とその家族への支援

認知症基本法の理念を踏まえ「共生」と「予防」を両輪として、多様な関係機関と連携しながら、教育、地域づくり等の総合的な取組をより一層推進していきます。

具体的には、認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員（以下、「おれんじサポートチーム」という）、認知症疾患医療センターやかかりつけ医等の医療機関と連携を強化するとともに、認知症の人やその家族の一番身近な相談窓口として、認知症の方本人やその家族の視点を大切にしながら、早期発見・早期対応に向けた総合的な相談支援を行います。

また、認知症の早期発見、早期の専門的治療・適切な認知症ケア及び認知症状に応じた介護サービスの利用がより効果的に行われるよう、認知症医療ネットワークを構築するとともに、認知症は、早期治療による進行抑制や治療可能な認知症の原因疾患を見逃さないことが重要であるため、かかりつけ医の診療や医療連携に向けたガイドブック「認知症早期発見・早期対応ガイドブック（山形市認知症医療ネットワークの手引き）」を活用し、医療と介護の連携による適切な支援を進めます。

地域包括支援センターは、おれんじサポートチームと連携し、早期発見、早期の適切なケア、本人家族の一体的支援に向けた総合的な相談対応やネットワークづくりを進めます。

５ センターの４つの機能

（１）総合相談支援業務

地域包括支援センターは、地域の高齢者の身近なワンストップ窓口として、介護・介護予防・生活支援・権利擁護・社会参加・ボランティアサービス等に関する様々な相談支援やサービス調整、助言、情報提供を行います。

その際、地域包括支援センターの専門職がチームアプローチにより対応します。障がい者・生活困窮者等の多世代・多問題におよぶ相談には、障がい相談支援事業所や他の支援機関等と連携し対応します。また、各支援機関との通常の連携だけでは解決が難しい場合は、多機関コーディネーターと連携し、課題の解きほぐしを行った上で、多機関協働による包括的な支援を行います。

さらに、介護を含めた重層的な課題を抱える世帯を把握し、家族への支援を含む世帯全体への支援を行います。

○ 実態把握

関係機関とのネットワークにより、気になる高齢者や地域の課題等の情報が寄せられやすい関係をつくり、積極的に高齢者の実態を把握します。

あわせて、山形市の介護予防把握事業とも連携し、必要な世帯に対し、訪問による実態把握を行います。

また、高齢者以外の方に関する相談についても、包括的に相談を受け止め、必要に応じ、その実態把握を行い、適切な支援機関につなげます。

○ 地域ネットワークの構築

日頃から民生委員・児童委員や福祉協力員等の地域関係者、介護サービス事業所、医療機関との間で信頼関係を構築し、見守りや早期発見・早期対応につながる地域づくりを進めます。

○ 社会資源の把握と活用

生活支援コーディネーター及びおれんじサポートチームと連携し、高齢者ニーズや高齢者の介護、介護予防、生活支援、社会参加等に有効な多様な社会資源を把握します。

また、「山形市生活お役立ちガイドブック」の活用や、情報技術（ＩＴ）を活用して一人一人にあったサービスを検索できるシステム「山形市生活お役立ちガイドブックナビ」等を通じて、地域住民や介護支援専門員等と情報を共有することで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように支援します。

○ 介護者支援

要介護者が在宅生活を継続するにあたって、家族に介護者としての大きな負担がかかってしまうことがあります。そのため、要介護者が安心して在宅生活が継続できるよう、地域包括支援センターや介護支援専門員、医療機関、労働局、教育機関、ヤングケアラーを含む介護者を支援している

関係機関と連携し、引き続き、家族介護者のニーズを捉えた効果的な支援を行います。

あわせて、家族介護支援事業とも連携し、適切な支援を行います。

また、介護離職の防止に向けて、介護者の相談先の一つである地域包括支援センターを広く周知するとともに、企業における介護への理解促進を図ります。

○ 介護予防や地域支え合い意識の普及

生活支援コーディネーター及びおれんじサポートチームと連携・協働し、地区毎の生活機能低下リスクの実態や住民ニーズを踏まえた教室や講座を開催するとともに、健康ポイント事業ＳＵＫＳＫ（スクスク）や「やまがた人生備えの書（山形市介護予防手帳）」等を効果的に活用することにより、地域における介護予防意識の高揚や住民主体の支え合い活動の普及促進を図ります。

また、地域における住民主体の居場所づくりや新たな生活支援サービスの創出、既存の活動の継続に向けた支援等を効果的に行うため、地域包括支援センターネットワーク連絡会や地域の会議等を活用しながら、生活支援コーディネーターを中心に関係機関と検討を進めます。

（２）権利擁護業務

高齢者が安心して尊厳のある生活を継続できるよう、高齢者虐待の防止や虐待事例への対応、病気や判断能力の低下等将来に備えるため「もしもシート」等のツールの活用、成年後見制度の利用支援、消費者被害の防止に係る普及啓発等の権利擁護に関する相談支援を行います。

また、関係機関が連携し、迅速かつ適切に虐待事例等に対応できるよう、「高齢者虐待対応ハンドブック」、「権利擁護活用ハンドブック」の活用を進めます。

○ 関係機関との連携

高齢者虐待の恐れがある場合は、事実確認等の必要な対応を行い、速やかに山形市に連絡するとともに、山形市や警察と連携を図りながら的確に対応します。

また、高齢者が特殊詐欺や悪質商法の被害にあわないように、山形市消費生活センターや警察等の専門機関と連携を図り、情報の収集や提供に努めるとともに、地域包括支援センターネットワーク連絡会や地域の会議等において、成年後見制度の周知や事例検討を行うこと等により、関係機関等との連携を一層強化します。

総合相談支援や関係機関との情報交換にて、生活困窮者や権利擁護が必要な高齢者等を把握した場合は、問題が深刻化しないよう、専門相談機関と速やかに連携した上で、支援を行います。

圏域内の介護サービス事業所等が高齢者虐待や成年後見制度の利用が必要な方を早期に把握し、的確に対応することができるよう、相談支援や助言、理解促進に向けた研修機会の提供等を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

多様な生活課題を抱えている高齢者が、地域で安心してその人らしい生活を継続するためには、本人や家族が必要なときに必要なサービスを切れ目なく活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを行うことが必要です。

○ 関係機関とのネットワーク構築

地域包括支援センターネットワーク連絡会や地域の会議等や個別地域ケア会議の開催等を通じて、介護支援専門員、介護サービス事業所、医療機関、インフォーマルサービスを提供する民間企業等の様々な機関や地域関係者との連携強化に努め、高齢者を包括的・継続的に支えていく体制づくりを進めます。

また、山形市とともに、自立支援型地域ケア会議を強化・拡大し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの推進や多職種間の連携構築を進めます。

○ 制度横断的・包括的な支援

生活困窮者・身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・難病患者・身寄りのない高齢者等、制度横断的な対応を必要とする方が抱える課題については、個別地域ケア会議を通じた連携協働や、多機関コーディネーターとの連携により、支援に係る役割分担を明確にした上で、多機関協働による包括的な支援を行います。

○ 介護支援専門員に対する支援

個々の介護支援専門員への支援に加え、個別地域ケア会議や圏域内での情報交換会、事例検討会等の開催を通じて、介護支援専門員が困難な課題を抱えたときに地域包括支援センターに相談しやすい体制を構築します。

また、特定事業所加算を取得する居宅介護支援事業所の増加等を目指し、圏域内の勉強会や情報交換会等を進めます。

さらに、基幹型地域包括支援センターによる居宅介護支援事業所連絡会や研修会の開催支援、ICTを活用した事業所間の情報共有、ケアマネジメント力の向上支援、医療機関等との多機関連携の推進等を行うことで、介護支援専門員がケアマネジメントしやすい環境づくりを行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・自立支援の考えに基づいた適切なアセスメントの実施により、高齢者が抱える課題と原因を明確化し、その課題解決のための具体的な目標を設定します。「このまちで 私らしく チャレンジ!」をスローガンに、その目標を利用者本人及び関係機関と共有し、その目標達成に向け、必要なサービスを主体的に利用していけるよう、具体的な介護予防サービス計画を作成します。その際、インフォーマルサービスを含む介護予防・生活支援サービス等を効果的に利用していけるよう、適切なケアマネジメントを行います。元気あっぷ教室の利用前及び利用終了者のフォローアップ時においても、本人が主体的に活動にチャレンジできるよう、支援の入口から出口まで元気あっぷ教室事業者及び生活支援コーディネーターと有機的につながりながら適切な支援を行います。

また、介護予防サービス計画を居宅介護支援事業所に委託する場合(指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援を実施する場合を含む。)でも、地域包括支援センターが必要な助言等を行い、介護予防・自立支援に資するケアマネジメントを進めます。

あわせて、就労等の多様な活動につなげるため、シルバー人材センターや老人クラブ活動との連携を強化します。

6 防災対策の推進と感染症への対応

(1) 防災対策の推進

山形市地域防災計画及び山形市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画に基づき、平常時からの備えや災害発生時の迅速な対応につなげられるよう、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所連絡会と連携しながら、個別避難計画に基づいた備えを進めます。

また、平常時から地域包括支援センターが関わっている本人や家族と地域の支援者による災害時を想定した話し合いを促します。

(2) 感染症対策の徹底

国が示すマニュアルや手引き等を活用しながら、感染防止対策を万全にした上で、効率的に業務を行う体制や生活に必要なサービスを継続して提供できる体制を構築します。また、ICTを活用したオンラインによる会議や勉強会の開催、住民主体の通いの場等の地域活動に対する感染予防に向けた支援を進めます。

7 市や関係機関及び他地域包括支援センターとの連携

(1) 山形市との連携

山形市は、本運営方針を策定し、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努めるとともに、業務ヒアリングや会議等を通じて、その運営に適切に関与します。

地域包括支援センターは、山形市が目指す地域包括ケアシステムの深化・推進のため、高齢者保健福祉計画に定める施策の実現に向けて、効果的に業務を遂行するとともに、各種調査や介護保険制度の円滑な運営に協力します。

(2) 基幹型地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターの業務が年々増大・多様化する中で、各地域包括支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、基幹型地域包括支援センターは、ヒアリングや機能別部会の開催等を通じて、地域包括支援センター間の連絡調整、地域包括支援センターが抱える課題の把握と当該課題の解決に向けた支援、業務上の課題集約と分析、研修の開催支援等を行います。

また、基幹型地域包括支援センターは、介護サービス事業所連絡会の開催支援を通じて、地域において質の高いサービスが効果的に提供される体制の構築を進めます。

一方、地域包括支援センターは、基幹型地域包括支援センターと連携し、地域ケア会議や多機関連携の会議等の開催を通じて、介護・保健・医療・地域等の関係機関によるネットワークの構築を進めます。

(3) 関係機関との連携促進

ポピー、おれんじサポートチーム、生活支援コーディネーター等の包括的支援事業実施機関、多機関コーディネーター、福祉まると相談員、障がい相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援員、医療関係機関

（歯科、薬局含む）、その他の相談支援機関の機能を十分に理解し、対話を行いながら効果的な連携を図ります。

（４）山形市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域における福祉活動や、地域団体との連携において数多くの実績を蓄積しており、地域における福祉活動の中心的な役割を担っています。

一方、地域包括支援センターは、各種専門職が配置されており、高齢者に対する個別支援や問題解決に高い機能を有します。

個別事例の積み重ねから明らかになった地域課題や複合化・複雑化する相談に対応していくためには、多機関協働による包括的な相談支援（福祉まるごと相談）、権利擁護、成年後見センター、生活支援、地域福祉の推進等の機能を有する山形市社会福祉協議会との協働が不可欠であり、一層の連携強化を進めます。

（５）専門職種ごとの連携

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員及び事務職員等のそれぞれが共通課題の解決や職員の能力向上を図るため、必要に応じて基幹型地域包括支援センターの支援を受けながら、専門職種ごと又は機能ごとの部会や情報交換会を開催します。

（６）多機関連携による課題解決

山形市の高齢者に関する課題解決に向けた具体的な対応について、山形市、基幹型地域包括支援センター、地域包括支援センターや各関係機関が地域ケア調整会議等にて議論を行い、課題の整理や調整を行います。

また、生活支援サービスの創出等の課題については、生活支援コーディネーターと協働し、地域包括支援センターネットワーク連絡会や地域の会議等や生活支援体制整備協議体、各種協議の場で、幅広い視点と関係者間の連携による解決を目指します。

8 センターの運営にかかる共通事項

（１）職員の資質向上

地域包括支援センターの業務は、常に公平中立な立場で専門的な視点から業務を遂行していく必要があります。地域包括支援センターでは、職員の専

門性向上に資する研修の実施や外部研修への参加、参加後の受講内容の共有等を積極的に行います。

(2) 個人情報の保護

各種法令及びガイドラインを遵守し、個人情報に業務に関係のない目的で使用されたり、外部の者に漏れることのないように、相談記録や関係書類を適切に管理するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護を徹底します。

(3) 業務継続に向けた取組

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な業務が継続的に遂行できる体制を構築するため、地域包括支援センターの運営法人や基幹型地域包括支援センター等の協力のもと、業務継続に向けた計画の策定、研修・訓練の実施等の必要な取組を行います。

また、専門職の人員確保が困難になってきている状況を踏まえ、業務の専門性と質を確保した上で、専門職の資格要件の拡大の検討結果を踏まえた人員の適正配置を行うとともに、リスク発生時の対応フロー等を作成する等、地域包括支援センターの機能や課題を踏まえたリスクマネジメントの実施や、「介護事業所におけるケアハラスメント対策マニュアル」の活用等、働きやすい環境づくりを進めていきます。

9 事業計画の作成

各地域包括支援センターにおいては、これまでの取組状況と今後の地域包括ケアシステム推進の方向性をふまえ、地域の実情に応じて重点課題・重点目標を設定し、具体的な年間事業計画を作成します。その際、山形市、基幹型地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、山形市社会福祉協議会等と調整を行います。

地域包括支援センターの年間事業計画については、地域包括支援センターネットワーク連絡会や地域の会議等で関係機関と共有しながら取り組みます。

10 自己点検・市による運営評価

本運営方針を踏まえて、地域包括支援センターの業務が適切かつ効果的に運営されているか等について、関係機関と共有しながら、地域包括支援センター職員全体で自己点検・評価を行います。山形市は、地域包括支援センターの自己評価を受け、ヒアリングを実施するとともに、地域包括ケア推進協議会の意見を踏まえ、各地域包括支援センターの業務や体制を評価します。

各地域包括支援センターは、一連の評価の取組を通じて、改善に向けた必要な対応を行います。